

情報共有システムを使用した電子納品試行要領（案）

【試行目的】

- 長崎県土木部等で発注する建設工事における紙資料の削減を目的とした電子納品の有効性を検証するため、情報共有システムを使用する工事において試行を行う。また、アンケートを実施して発注者、受注者それぞれの問題点を抽出し、電子納品の本格運用について検討を行う。

【試行方針】

◆試行対象工事

- 情報共有システムを使用する工事については電子納品の試行対象工事とする。ただし、受注者が電子納品を希望しない場合や写真のみの電子納品を希望する場合は、この電子納品試行要領の対象外とする。

◆電子納品の対象とする書類の内容

- 長崎県建設工事共通仕様書において工事完成時に提出を求めている書類は、CD等の電子媒体により電子納品を行うことができるものとする。品質管理及び出来形管理に関する書類は紙成果品として納品することを基本とするが、発注者からの指示または承諾を受けた場合は電子納品を行うことができるものとする。なお、品質管理及び出来形管理に関する書類を紙成果品として納品した場合、基データを電子納品しても差し支えない。
- 情報共有システムで取り交わしを行った書類については電子納品することを基本とする。また、発注者の承諾を得た上で紙成果品として納品する場合、受注者が印刷を行い納品すること。
- 法令で定められた書類や契約関係書類、材料製造業者等が発行した証明書などの原本が紙である書類については、電子納品の対象としない。

◆電子納品に関する事前協議の手続き

- 受発注者は情報共有システムの使用決定後、速やかに電子納品に関する事前協議を行う。受注者は、事前協議チェックシート（電子納品・電子検査）を用いて監督職員と協議を行う。協議により電子成果品とする内容を決定後、工事打合せ簿にチェックシートを添付して提出し、発注者の承諾を得ること。監督職員は工事打合せ簿の回答に際し、必要に応じて検査職員と協議すること。

◆電子納品の取り扱い方法

- 電子成果品は、工事打合せ簿に電子媒体納品書1部と電子媒体1部を添付して提出すること。また、書類検査時にTV会議システム等を使用する場合は電子媒体正・副2部提出すること。発注者が内容確認後、副を受注者に返すこと。なお、受注者は、電子成果品の提出に際し、電子納品の基準に適合しているかを利用している各電子納品支援システムのデータチェック機能により確認し、確認結果を添付すること。
- 電子成果品の提出期限は工事完成日までを基本とし、検査前までに電子成果品の内容

を確認するために必要な期間を考慮して受注者と協議し、監督員が決定すること。監督員は、検査日や電子成果品の数量、業務状況等を考慮して必要な期間（最低1週間程度）を確保して、電子成果品の提出期限を調整すること。発注者は、提出期限までに電子成果品が未提出の場合や、ファルダ構成に不備があることなどの受注者の責により電子成果品に不備があり受理できない場合は、速やかに受注者へ受理しないことを工事打合せ簿で回答すること。

○受注者は、電子成果品が受理されなかった場合は、成果物の紙資料を提出すること。

◆電子成果品の作成方法

○電子媒体の作成方法は、国土交通省の「工事完成図書の電子納品等要領」を準用する。

○電子成果品の対象とする書類は事前協議にて決定すること。なお、事前協議内容を変更したい場合や追加項目が発生した場合は適宜変更協議を電子成果品の提出前までに行うこと。

○品質管理及び出来形管理に関する書類は紙成果品として納品することを基本とするが、発注者からの指示または承諾を受けた場合は電子納品を行うことができるものとする。なお、品質管理及び出来形管理に関する書類を紙成果品として納品した場合、基データを電子納品しても差し支えない。

◆電子成果品の作成方法

○電子媒体の作成方法は、国土交通省の「工事完成図書の電子納品等要領」を準用する。

○電子成果品の対象とする書類は事前協議にて決定すること。なお、事前協議内容を変更したい場合や追加項目が発生した場合は適宜変更協議を電子成果品の提出前までに行うこと。

○品質管理及び出来形管理に関する書類は紙成果品として納品することを基本とするが、発注者からの指示または承諾を受けた場合は電子納品を行うことができるものとする。なお、品質管理及び出来形管理に関する書類を紙成果品として納品した場合、基データを電子納品しても差し支えない。

○写真の電子成果品については、長崎県建設工事施工管理基準に準じる。

○情報共有システムで取り交わしを行った書類については電子納品することを基本とする。また、発注者の承諾を得た上で紙成果品として納品する場合、受注者が印刷を行い納品すること。

○受注者は、発注者からCAD製図基準に適合したデータ提供を受けた場合、CAD製図基準に適合したデータを納品すること。CAD製図基準に適合しないデータ提供を受けた場合はこの限りではない。CAD製図基準に適合しない発注図を使っただけで、基準に適合する図面の電子納品を求める場合には、再作図が必要であることを特記仕様書等に明記し、必要な費用を積算で計上すること。

◆電子成果品を使用した検査の方法

○検査前までに電子成果品を発注者が受理している場合は、検査において説明する際に電子成果品を使用して説明することができるものとする。電子成果品の受理期限までに電子成果品の受理が行われていない場合は、すべて紙資料により検査を行う。

- 検査時の説明は発注者に提出した電子媒体のデータを使用して行うこと。書類検査をTV会議システム等を利用して行う場合は、電子成果品提出時に正・副2部提出し、発注者の確認を受けた副のデータを使用することができる。
- 電子成果品を提出して検査を行う場合でも、PC画面では内容の説明が困難であることが想定される資料は電子成果品の対象外とする。電子成果品に含まれないものや事前協議において紙資料の提出を指定しているものは、受注者が紙資料を準備すること。
- 検査において、電子成果品の表示に必要な機器は受注者が準備することを基本とするが、発注者が事前協議時に認めた場合はこの限りではない。

【電子成果品の保管方法】

- 発注者は、検査完了後、紙成果品と共に提出された電子媒体を適切に保管すること。保管期間は設計書の保管期間に準じる。

【電子成果品のデータ改ざんが判明した場合の対応】

◆電子成果品のデータ改ざんの判断方法

- 故意に電子成果品のデータを改ざんしたことが明らかな場合には、成績評定に反映し、減点を行う。

事例

- ・工事記録写真の画像を補正している。
- ・電子成果品の更新日時等を故意に修正している。

- 電子成果品を受理しなかった場合は、紙資料を提出することから、減点の対象としない。また、故意ではないミスでデータの修正をしており、協議して認めた場合も減点の対象としない。

事例

- ・フォルダ構成に不備があり不受理とした。
- ・監督員に電子成果品を提出した後でデータを修正し、報告している。(検査前)

◆成績評定の方法

- データの改ざんが判明した場合は、監督職員が施工管理に関して文書による改善指示を行うこととし、監督員と検査職員の評価を「d」とする。引き渡し後に改ざんが判明し、再評定を行う場合も同様に評価する。